

ポイント経済学 2

日本経済史

学文社

ポイント経済学

〔2〕日本経済史

東京学文社 発行

ポイント経済学

2 日本経済史

昭和45年5月30日 第一版発行

昭和55年6月5日 第十版発行

版權所有

学文社

著者 学文社編集部
印刷所 千代田印刷株式会社
発行所 株式会社学文社
代表者 北野登

東京都目黒区中目黒1-2-6

電話(715)1501 振替東京3-98842

(落丁・乱丁の場合はお取替します)

3333-101002-1023

刊 行 に 際 し て

今日ほど、経済学や経営学の必要性を強く感じられることはない。経済学は、学生はもとより現代社会に生きる人々の常識となりつつあるといっても過言ではなからう。

しかし学問である限り、面白い物語りのようにスラスラというわけには行かない。初学者はその難解さにしばしばとまどい、ためらうことも一再でない。

しかしながら研究とその勉学の方法如何によっては、よりわかりやすくその「ポイント」をいち早くつかむことは可能である。

本書は、学生にもっとも親しみやすい演習形式を採用し、(1)その学科の全領域の基本問題を取りあげ、(2)たんなる用語解説にとどまらず、体系的であり、(3)最新の問題に関しても適切な研究ができるよう配慮した。

本書は、経済学部学生はもとより、短大生や一般教養課程の人々も十分に活用できるように幅広い層を対象としている。なお、余力ある人は巻末の参考文献により一層の深奥を究められたい。

昭和 54 年 2 月

著 者

目 次

序章 日本経済史の位置

問題1	日本経済史を学ぶ意義を述べよ……………	1
-----	---------------------	---

第1章 原始・古代

問題2	原始時代の日本人の経済生活について述べよ……………	4
問題3	大化改新の経済史的意義について述べよ……………	7
問題4	律令体制の特質について述べよ……………	9
問題5	律令時代の経済発展について述べよ……………	11

第2章 中 世

問題6	荘園制度の成立について述べよ……………	13
問題7	荘園経済の特質について述べよ……………	15
問題8	わが国における封建社会の成立について述べよ……………	17

第3章 近 世

問題9	幕藩体制の成立について述べよ……………	20
問題10	幕藩体制下の生産について述べよ……………	22
問題11	江戸時代における流通経済の発展について述べよ……………	24
問題12	江戸時代の諸改革（享保・寛政・天保）について述べよ……………	26
問題13	開港が幕藩体制下のわが国経済に及ぼした影響について述べよ……………	29

第4章 近代の誕生

問題14	明治維新の経済史的意義について述べよ	32
問題15	明治初期の殖産興業政策について述べよ	34
問題16	地租改正の意義について述べよ	36
問題17	わが国における本源的蓄積の過程について述べよ	39
問題18	わが国における産業革命の経過について述べよ	41

第5章 近代の確立

問題19	明治期における銀行業の発展について述べよ	44
問題20	明治期における農業および農民の変化について述べよ	46
問題21	近代的紡績業の確立過程について述べよ	48
問題22	明治前期における外国貿易について述べよ	50
問題23	わが国における産業資本確立の過程について述べよ	53
問題24	日本における資本主義発達の特異性について述べよ	55

第6章 現代の序幕

問題25	日露戦争後の日本経済の発展について述べよ	59
問題26	第一次世界大戦が日本経済に及ぼした影響について述べよ	63
問題27	米騒動の意義について述べよ	66
問題28	大正期における農村経済の変遷について述べよ	69

第7章 恐慌と戦争

問題29	1927年の金融恐慌について述べよ	73
------	-------------------	----

問題30	世界大恐慌が日本経済に及ぼした影響について述べよ	76
問題31	昭和初期の日本農業について述べよ	79
問題32	日本資本主義史上における「財閥」の意義について述べよ	81
問題33	日華事変が日本経済に及ぼした影響について述べよ	84
問題34	太平洋戦争における日本の戦争経済の崩壊について述べよ	87

第8章 戦後の成長

問題35	戦後の占領政策の経済的側面について述べよ	90
問題36	戦後の農地改革の意義について述べよ	92
問題37	戦後インフレーションの意義について述べよ	95
問題38	戦後経済における独占体制の復活について述べよ	99
問題39	朝鮮戦争が日本経済に及ぼした影響について述べよ	101
問題40	日本経済の「高度成長」の意義について述べよ	103

序章 日本経済史の位置

問題 1 日本経済史を学ぶ意義を述べよ

〔解説〕 日本経済史は、もちろん経済史学の一分科であるから、日本経済史の意味を考えると、まず一般的に経済史学が学問諸分野のなかで占める位置をはっきり認識するとともに、特殊的に「日本」の経済史が経済史学一般および日本経済論に対してどのような関係にあるかを考えなければならない。

それでは、経済史とはいかなる学問であるか。経済史は歴史学の一分科であるとともに、また経済学の研究とも密接不可分の関係にある。経済史が歴史学および経済学の研究と切り離せないのは、対象とする経済現象——人間の経済的活動がすぐれて歴史的・社会的現象であることに基づいている。この点で自然科学史たとえば物理学史と物理学の関係とは比較できないほど本質的な違いがある。したがって、経済史の研究にとって経済学の研究が必要であるのと同時に、経済学の研究にとっても経済史の研究が必要なのである。

経済学という学問は、そもそも、われわれが生活している社会を経済的側面から解明することを目的としている。そのためには、われわれの経済活動がいかなるメカニズムに依って支配されているか、また、そのメカニズムはどのような原理によって働くのか、ということを明らかにしなければならない。このような現在の経済社会を解明するためには、どうしても現在われわれがそのなかで生活している社会機構がどのようにして発生、どのようにして発展してきたかを知らねばならないことは明らかであろう。この点の理解なくして、およそ経済現象の運動法則を明らかにすることはできないのである。

経済史学は、人間の経済活動がどのような変化をしてきたか、ということの研究し、そのなかから、生成発展の法則をさぐり出そうとする学問であるが、それは単に、社会の今までの姿を知るということではなく、現代社会の解明にも必要であるし、また実際、経済学の研究に大きな寄与もしているのである。そればかりではなく、われわれの社会のこれからあるべき姿の探求にも欠くことができない。経済学という学問は実践活動とひじょうに密着した学問であるが、経済史学も同じように実践活動と関連の深い学問ということができるであろう。

経済史という学問の一般的な意味は、以上でだいたい理解できたことと思うが、つぎに、その経済史学のなかで、「日本経済史」がどのような位置を占めているのか、という点を考えなければならない。

日本経済史は、いうまでもなく、社会経済の一つの単位としての日本民族の経済活動の歴史である。経済史学の分科としては、一方では、古代・中世・近世……などのように時代区分による分科があるとともに、一方には西洋・東洋、あるいはドイツ・フランス等々地域によって区分された分科が存在する。日本経済史は、それら諸地域（諸国民）の経済史と相補いあって、一つの統一的な世界経済史の一部となるように研究されなければならない。単に日本人の経済生活を現象的に叙述することだけに終わってしまっては、けっして学問としての日本経済史ではない。われわれの研究は日本経済史を学ぶことによって、人類全体の経済活動の歴史的発展のなかで、日本人の経済活動がどのような意味をもっているか、という点をたえず念頭に置きながら進められなければならない。いわば、日本という特殊を通じて経済史学という普遍を実現してゆくことが、日本経済史を学ぶ第1の目的といえよう。

日本経済史を学ぶ第2の目的は、「日本経済」の理解への一環としての面で

ある。さきに、経済学一般と経済史学との関係について述べた理由とまったく同じ関係が日本経済史と日本経済論（日本資本主義論）との間にも成り立つ。日本経済の過去・現在の科学的な分析という目的において、日本経済史と日本経済論は分かちがたく結びついているのである。

われわれは、日本経済史を学ぶに際して、けっして過去の経済事象の集積を見るだけでなく、現在および未来への深い関心を根底に持ちながら学ばなければならない。

第1章 原始・古代

問題 2 原始時代の日本人の経済生活について述べよ

【解説】 考古学の教えるところによれば、わが日本列島に住んでいた人類が、一定の土地に定着するようになったのは、西暦紀元前2～3世紀（今からおおよそ2000年前）と考えられる。このころ、列島の西部で始まったイネの水田耕作がしだいに東方へ波及してゆくとともに、日本人の生活様式に大きな変化が起こったことが、古代人の住居遺跡の発掘結果などから推測される。

この時代は一般には新石器時代といわれる時代であるが、わが国の考古学では、遺跡から発掘された土器の様式に大きな変化が見られるので、この土器の様式を時代区分の標識として利用し、水田耕作が始まる以前を縄文時代、それ以後を弥生時代というふうに分類するのがふつうである。

さて、縄文時代の人類は、おもに石器を使用して漁撈・狩猟を重要な生活手段とし、したがって生活の場所はおもに河川、海岸に近い高台が多かったようである。この縄文時代人の集団の規模はあまり大きくはなく、その生活場所についても、ある程度の継続的な居住生活はあったと思われるが、その定着性はまだ顕著でなかった。

ところが、水田耕作が始まるとともに、低湿地が生活営為の根本的制約条件となるので一定の土地への定着が必要となり、また、植付け、灌漑、収穫など家族労働の範囲を越えた共同作業が必要となってくる。水田耕作のこのような特性から、そこに原始的な村落共同体が発生したであろうことは、容易に想像されるとともに、遺跡、遺物の研究もこのことを裏付けている。弥生時代の遺

跡として有名な奈良県唐古^{からこ}や静岡県登呂^{とろ}を発掘した成果によれば、木柵や水門など種々の土木工事が施されたこと、また畔板^{あぜいた}、田下駄などの木製農耕具が用いられたことなどがわかる。このような農耕のためには、相当程度の人数を含んだ村落が形成され、また相当長期にわたる土地への定着があったことは明らかである。

なお、イネの水田耕作が、どこからどのようにして日本列島に伝えられたかについては、専門学者の間にも、まだ定説というべきものがないようであるが、イネの原産地が南アジアであることから、おそらく中国南部を経由して、わが国に伝えられたものと思われる（中国南部からのルートについては大きく分けて二つの場合が考えられる。第1は直接あるいは西南諸島を経て九州へというルートであり、第2は中国北部から南朝鮮を通して北九州地方に至るルートである）。

九州北部に始まった水稻耕作は、短期間のあいだに日本列島の西から東へと伝播してゆき、単に日本人の経済生活だけでなく、その文化全般に大きな変容をとげさせた。美術史や思想史のうえでも、縄文型と弥生型という二つの対抗的エレメントが、その後の発展の原動力だと見る論者もあるほど、この縄文時代から弥生時代への発展は大きなモメントである。

なお、縄文時代文化を担った人種と、弥生時代文化を担った人種とが、血縁的に連続した人種であるのか、あるいはその間には人種的に断絶しているのではないかという問題、さらに弥生時代人と現代日本人との間の親近関係はどの程度か、という問題がある。この問題については、戦前から諸説があり、戦後、考古学・人類学など関連諸分野の研究が大きく進んですぐれた知見が数多く報告されているが、現在までのところ、まだ確定的な説はない。この点については、日本列島だけの研究ではなく、広く東アジア全体の歴史の一環としての研

究がさらに積重ねられるにしたがって、より広い視野からの解明に待たねばならぬところが多い。

前にも述べたように、弥生時代にはいると、扁平刃石斧や石包丁など石製あるいは木製農機具が用いられて生産力が高まるにつれて、しだいに農業生産の比重が、なお残っている採集経済を圧倒して高まってゆく。農業生産力が高まってゆくことは、一面では共同体内外における生産関係に変化を及ぼし、内部における階級分化、外部における国家発生へと発展してゆく。

この間の事情を別の面から物語っているのが、中国から渡来した青銅器の普及である。この時代の青銅器の分布については、北九州を中心とする、銅剣・銅鉾分布圏と、近畿を中心とする銅鐸分布圏の二つの区域のあったことが、遺物の分布状態から推察される。このように弥生時代の青銅器分布に二つの分布圏が認められることは、単に青銅器の分布に関してだけでなく、経済・社会体制の面でも、当時の日本列島に、二つの文化圏があったと考えられるが、この二つの文化圏が、どのような事情で形成されたか、また双方の文化圏相互がどのような関係にあったか、という点は、わが国における国家発生の問題についても重要なカギを握る問題であるが、現在まだ定説はない。いずれにしても、この時代の青銅器は、ほとんど生産用具として使用された痕跡がなく、もっぱら装飾・祭祀用であって、このころようやく共同体内部の階級分化にともなって発生しはじめた支配者の権力のシンボルとして用いられたように思われる。したがって、青銅器は中国から輸入されたばかりでなく、わが国でも青銅器の製作を行っていたにもかかわらず、実用品としての使用がなかったため、青銅器時代という時代を画すことなく、つぎの古墳時代（鉄器使用）へ移行したのである。

紀元4世紀ごろになると、日本列島と大陸諸国（中国、朝鮮半島）との交渉

はしだいにひんぱんとなり、わが国の歴史も、東アジア史の激動の波をうけて、その発展のテンポを早める。この時代を考古学上では弥生時代について「古墳時代」と呼んでいる。

この時期になると、生産力の発展とともに社会の階層分化がますます進行し、共同体の長としての英雄は、しだいに強力な国家権力のなかに組込まれて、支配する者と支配されるもののヒエラルヒー（支配構造）が確立されてゆく。この時代の特徴をもっとも端的に示すのが大小数多くの古墳であり、いまなお全国各地に残っている古墳遺跡はこの時代の生産関係の変化→古代君主制成立の歴史をまざまざとわれわれに見せてくれる。当時の日本の権力集中を具体的に示すものとして有名な仁徳陵は、しばしばピラミッドと比較されるが、その建造には1000人×約4年の労働量が動員されたであろうと計算されている。仁徳陵は日本に階級社会が生成されたことの巨大な証明書である。

問題 3 大化改新の経済史的意義について述べよ

〔解説〕 大化以前（古墳時代）の日本の社会の基礎的単位はムラ＝ウジ構造であった。農業を生産の主体とする社会では、まず村落共同体が発生することはいうまでもない。わが国でも弥生時代にそれが現われたと推定されているが、古墳時代になって、村落は内実、外容ともにいっそう発展したものと思われる。

この時代の家族というのは、生産のための集団であるから、単に血縁に基づく人びとのみではなく、血縁関係のない人びとをも含めた一つの生活単位であり、生産単位であった。このような家族が幾つか集まって、農業生産に有利な条件を実現するために成立したのがムラであった。だから、農業生産力の発展に応じて当然ムラの構造や大きさも変わってきた。このように、農業生産にもっとも適応した形で、幾つかの家が集まって、共同で農業に従事し生活を共に

し、さらに共同の神を祭ってゆくうちに、さきに擬制的に血縁団体とされていた家の觀念が延長されて、ムラもまた一つの血縁団体であり、ムラビトは血縁、地縁によって結合された一族であるという觀念が生まれてくる。このように把握された共同体がウジ集団である。したがって、ムラ＝ウジ集団は経済的・社会的に完結した自給組織であり、ムラとムラとの関連は地域的に隣り合うムラが必ずしも連合する必然性を持たなかった。

ムラ＝ウジ集団の連合体が成立するとき、それは、地域的な連合体としてではなく、むしろ非地域的な連合体として成立した。この連合の原理が地域的でないことが、また連合は血縁＝ウジによるという擬制を生みだした。つまり、ムラの連合体は経済的に生産規模が拡大するという方向ではなく、強大なムラが小さなムラを従属させるという意味において成立した。ムラ＝ウジ集団が結合することでできる連合体は、一まわり大きなウジ構造を持っていたわけである。このように列島各地に生まれつつあった小国家の首長がウジのカミといわれるものであり、かれらが共同体の長として権力のありかたやその大きさは、各地に残っている古墳によって、ある程度まで想像することができる。

このように、各地に成立していた原始的な小国家を統一したのが天皇家であり、天皇家はみずから小ヤマト国家のウジのカミであるとともに、非地縁的な多くの国家の君主（ウジノカミ）を服従させることによって、大ヤマト国家の長となった。つまり、この時代のヤマト国家は、各地の小国家の首長たちの連合政権ともいうべきものであり、天皇家は、これら小国家の首長（大ヤマト国家からみて、豪族といわれる）たちに君臨するというより、むしろ連合政権を担う諸豪族の共同意志によって推戴されていたのである。したがって天皇家の権威というものも相対的であり、天皇家の権威と諸豪族の権威との間に質的な差異はなかった。

しかし、このようにムラ＝ウジ構造を基礎とした社会構成も、ようやく転換を迫られるようになる。一つは生産力の発展であり、一つは東アジア全体の情勢である。家族の擬制をもった生産単位では、もはや生産力の発展はこれ以上のぞめなくなってきた。新しい生産関係が生まれないかぎり、停滞した生産力の限界を打ち破れない時代となった。また大陸では、長いあいだの分立を克服して、隋朝の統一が成立しつつあった。従来のような氏族連合政権では時代の進展についてゆくことができなくなった。日本列島全体にわたる統一国家をつくって、強力な中央集権体制をつくり、国の生産力を飛躍的に高め、能率的な政治制度をつくって大陸や朝鮮半島の情勢に対応することが、当時の支配層にとって緊急の課題となった。これが大化改新の経済史的意義である。

問題 4 律令体制の特質について述べよ

〔解説〕 律令体制とは公地公民制を基礎とする中央集権的国家体制であり、大氏族＝国家の連合体としてのヤマト国家が、統一した君主のもとに統一した政治原理（律令）によって単一の国家となったのである。律令の規定は、行政組織、身分制度、土地制度、租税制度、軍事組織などあらゆる面にわたっているが、ここでは経済的側面を主として、その規定と実情を概観してみたい。

身分制度について 国民はすべて貴族・公民・賤民というカテゴリーに分けられて身分制秩序が確立された。これは一面では、従来の豪族（ウジノカミ）と氏人との私的な支配関係を否定し、天皇を頂点とする構成のなかに豪族・貴族を組み入れることを意味するとともに、反面では、貴族・豪族に対して、新制度のもとでの官位を保障し、従来の特権を形を変えて保持することを認めたものである。なお、古代の奴婢と部民は公民（自由民）より一段下の賤民（奴隸あるいは半奴隸）として、再編成された。

土地制度について これまで天皇家・貴族・豪族によって私有されていた土地はすべて公地（国有）とされ、一定の規準（班田収授の法）によって国民に分配されることになった。すなわち、公民が六才に達すると、男子は2段、女子はその3分の2（1段120歩）の水田が支配された。これを口分田と名づけて、終身用益権があり、死亡すると国家に還付させられた。なお班田は6年ごとに行なわれて、その間に生じた異動に応じて収授された。ここで注意しなければならないことは、口分田とは、国民の一人一人に対して与えられたのではなくて家（戸）に対して与えられたことである。口分田の基準は上述のように一人いくらと決められていたが、じっさいは戸籍上に登録されている人数によって、その家に割当てられる田が計算され、その総計が家に対して支給されたのであり、家人や奴婢には公民の3分の1が支給されたが、それらをも含めて、用益権はすべて戸主（家長）がもっていたのである。つまり世帯共同体の長としての郷戸主は、戸内の人口を調査申告して、人口に応じた口分田の班給を受け、その用益権を行使するとともに、国家に対して戸内の租税をまとめて上納する義務をもっていた。

なお、口分田のほかに五位以上の貴族には**位田**、官吏には職務に応じた**職田**が与えられたが、そのほかに、つぎのような例外があって私有を認められた。

私有地には、1)宅地、2)園地、3)寺田・神田、4)墾田、などの種類があった。最後の墾田については、生産力発展のために私的な開墾を奨励して、その私有を条件つきで認めたが、大規模な開墾のために労働力や資力を駆使しうるのは貴族・豪族に限られるから、この制度はやがて律令体制を崩壊に導く一端となった。

租税制度について 公民は口分田を支給されるかわりに、租・庸・調という3種の税を課せられることになった。**租**とは口分田の用益者が収めるもので田